発刊:鳥取県教育委員会事務局 体育保健課 監修:鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課 令和2年3月17日作成

## 県内の児童生徒・保護者・学校関係者の皆さまへ

# 学校再開に伴う「新型コロナウイルス感染症」の 感染拡大防止のために、御協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、全国の多くの学校が臨時休業を行っていましたが、本県では県内の感染状況を考慮し、徹底した感染防止策を講じた上で、3月18日から県立学校を再開することとしたところです。

お願い

学校でも感染防止策を徹底しますが、まずは家庭から学校に送り出される際の健康観察の徹底 をお願いします。毎朝の登校前には検温していただき、発熱や長引く咳、強いだるさなどの症状 がある場合は、無理な登校は控えてください。

また、裏面の手洗いに関する内容をご確認いただき、家庭でも手洗いの徹底をお願いします。

なお、発熱等で感染が心配な場合は、適切な医療機関を紹介してもらえますので、発熱・帰国者・接触者相談センターへご相談ください。また、医療機関での感染を防止するために、取り急ぎかかりつけ医を受診する場合でも、必ず、事前に電話連絡してから受診してください。「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合は、学校へお知らせください。

#### 家庭での感染症の予防対策

- ・ 発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理せずに自宅で休養する。
- ・ 「帰宅時|「食事前|「掃除後|「運動後|などにこまめな「手洗い」を徹底する。
- ・咳やくしゃみが出る場合は、「咳エチケット」(マスクの着用など)を心がける。
- 人ごみや繁華街など、人が密集する場所への外出はできるだけ控える。
- ・ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がける。

## 学校の衛生管理の徹底

- こまめな換気(1時間に5~10分程度・2方向の窓を開ける)を行う。
- ・ 児童生徒が手を触れる箇所(ドアノブ・手すり・スイッチなど)の消毒を行う。
- ・児童生徒が共用する物品(ボール・バットなど)の消毒を行う。

最低1日1回以上

- 児童生徒が密集しないよう空間を工夫する。(マスクがない場合は2m以上あける)
- ・ 近距離での会話や発声、合唱を避ける。
- ・ 部活動を行う場合は、感染防止に十分配慮しながら、短時間での効率のよい活動を心がけるとともに、 活動後の衛生管理や、用具の消毒等を行う。

### 学校の備蓄の確認

- ・ 感染症が発生した際には、校内の消毒作業を学校の教職員で行う。
- ・ マスクやビニール手袋、消毒薬(次亜塩素酸ナトリウム等)等の備蓄の確認を行っておくこと。

#### 県内の相談窓口

感染したかもしれないなど、心配なことがあれば、以下の発熱・帰国者・接触者相談 センター等に連絡してください。

#### 〇発熱・帰国者・接触者相談センター(24時間対応)

東部地区(鳥取市保健所内)0857-22-5625(時間外0857-22-8111)

中部地区(倉吉保健所内) 0858-23-3135、0858-23-3136

西部地区(米子保健所内) 0859-31-9317、0859-31-0029

#### ○学校教育に関する相談窓口

鳥取県教育委員会事務局体育保健課

0857-26-7527 (時間:午前8時30分から午後5時15分)



